

○議長（吉田敏郎）

日程第7 議案第40号 開成町消防団条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、消防団員の欠格条項から成年被後見人、被保佐人を削りたいので、開成町消防団条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

町民サービス部長。

○町民サービス部長（鳥海仁史）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第40号 開成町消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町消防団条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出、開成町長、府川裕一。

今回の条例改正の概要であります。平成28年5月に成年後見制度の利用促進に関する法律が施行されたことに伴いまして、本年6月に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。これを受けまして同日、地方公務員法の一部改正が交付され、令和元年12月14日から施行することとされました。これにより消防団員の欠格条項を改正しようとするものでございます。

それでは、1ページおめくりください。条例案でございます。

開成町条例第 号 開成町消防団条例の一部を改正する条例。

開成町消防団条例(昭和59年開成町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

こちらにつきまして第5条、欠格条項でございます。改正前の第1号の記載を削除し、生じました項ずれを繰りあげるとともに、「免職」としていた文言を「懲戒免職」に改めるものでございます。

第6条、分限です。第5条の各号の繰りあげに伴う項ずれにつきまして、文言の整理をしてございます。

附則でございます。法律の施行日と同一の、本年12月14日からの施行としています。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。今回のこの条例の改正を行って、成年被後見人又は被保佐人、こういった方たちが消防団員になれるというように認識しているのですけれども、その辺の確認と。もしそうであるのであれば、現在、開成町は消防団員不足しているという中で、この対象の方々等の登用について、どのような考えをお持ちなのかちょっとお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

御質問にお答えしたいと思います。今の条例改正、こちらによりまして、成年被後見人と被保佐人の方については、今後、消防団員になることができるということとなります。この方についての今後でございますけれども、そういった消防団員になりたいということがあれば、そういった時には拒まずに、そういったところで団員として御活躍をいただけるような形で進めていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。今回この法の整備について、説明のところで、こういう方々の登用に関しまして、必要な能力の有無を個別的、実質的に審査し、判断されることになるというところであるのですけれども、この辺の審査ということに対して、町はどのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（鳥海仁史）

ただいまの審査というような御質問でございます。消防団員になる場合の欠格条項というのが、条例のほうで規定されてございますけれども、基本的には、健常者であろうと、成年被後見人の方、あるいは被保佐人の方であろうと、これにつきましては同じ条件の中で、欠格条項に触れるかどうかというところでの判断になってこようかと思います。ですので先ほども担当課長の方でお答えしましたが、今後の消防団活動の中で欠員が生じてございますし、そういうところで御活躍いただけるということであれば、その辺は取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

分かりました。とは言っても、消防団員、命に関わる非常に近いところで活動されているということで、実際に活動するとなりますと、消防のほうでも女性、こういう隊員の方々のために、女性消防士員の勤務に関する要綱など、持つ重さの制限とか、配慮されているようなところが現場指揮官において適切な処置を講ずるものとかという、そういう配慮されているような規定がつくられているようなところもあるのですけれども、こういう方々たちを登用するにあたって、私は、こういう規定を設けたほうが良いと思うのですけれども、その辺についての町の考えをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

お答えしたいと思います。女子の消防団員というお話もございますけれども、そういった方の場合にも、なかなか普通の分団に所属することは難しいということで、消防女子の消防団員も考えていますので、そういった方については、本部付けというようにところで広報に専念いただくとか、そういったところで考えていますので、そういったところの中でも、活動はいただけるかなといったところで考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第40号 開成町消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決しました。